

神戸市道路公社総合評価落札方式実施要綱

平成 27 年 12 月 1 日理事長決定

最終改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市道路公社（以下「公社」という。）が発注する業務の契約において、総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めのない事項については、神戸市道路公社会計規程（以下「規程」という。）、関係法令その他の別に定めるものの規定による。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、規程第 75 条第 4 項の規定による価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象業務)

第 3 条 総合評価落札方式の対象となる業務は、一般競争入札方式による業務のうち業務施行能力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる業務とする。

2 前項の規定による業務の決定にあたっては、別に定める神戸市道路公社総合評価委員会（以下「委員会」という。）の審議を経るものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第 4 条 次条の落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験者からの意見聴取は、個別面談の方法又は会議の方法により行うものとする。

3 第 1 項の規定による意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて、学識経験者の意見を聴くものとする。

4 前項の規定による意見聴取において、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第 5 条 落札者決定基準として、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めるにあたっては、委員会の審議を経るものとする。

(評価基準及び評価の方法)

第 6 条 前条に規定する評価基準として、対象業務の内容等に応じて、評価項目及びその配点を設定する。

2 評価基準は、次の各号の規定によるものとする。

(1) 総合評価点：価格点と技術点を総合した評価点

(2) 価格点：入札価格に基づいて算定した評価点

(3) 技術点：業務施行能力等から算定した評価点

3 対象業務の内容により、必要に応じて、評価基準に最低制限評価点を設けることができるものとする。

(公告及び入札手続)

第7条 当該入札の実施にあたっての公告及び入札説明書は、対象業務の内容に応じて、対象業務ごとに作成するものとする。

(業務施行能力等資料等の提出)

第8条 業務施行能力等を評価するために必要な書類（以下「業務施行能力等資料」という。）は、第5条の規定により定められた落札者決定基準に基づき、対象業務ごとに定める。

2 入札者は、入札書及び業務施行能力等資料を公社が定めた日時までに、あらかじめ提出しなければならない。

3 入札者は、提出した入札書及び業務施行能力等資料の書換え、引換え、追加又は撤回をすることができない。

(業務施行能力等資料の評価)

第9条 提出のあった業務施行能力等資料について、その内容を評価し、あわせて記載事項の確認を行い、技術点を算出する。この場合において、必要に応じて入札者に対して業務施行能力等資料に関する説明を求めることができるものとする。

2 技術点の決定については、委員会の審議を経るものとする。

3 業務施行能力等資料の全部又は一部を提出しない場合、業務施行能力等資料の全部又は一部に記載漏れがあり適正な評価ができない場合、業務施行能力等資料に虚偽の記載がある場合その他業務施行能力等資料に関して適正な評価ができない場合、当該入札は失格とする。

(落札者の決定方法)

第10条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、総合評価点の最も高い者とする。

(1) 入札価格が規程第73条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内の価格であること。

(2) 第6条第3項の規定により最低制限評価点を設けた場合には、その評価点以上であること。

2 総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点の最も高い者を落札者とし、この場合で技術点も同点の場合は、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第11条 落札者決定の際の入札結果については、公社ホームページにおいて公表する。

(業務施行能力等の評価内容の担保)

第12条 総合評価に関して提出した資料等に、虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

2 業務履行状況から、受注者の責により入札時の評価内容を満たす業務が実施されていないと判断された場合は、契約の解除を行うとともに指名停止等の措置を講じることとする。

3 前2項の処分決定にあたっては、委員会の審議を経るものとする。

(苦情の申立て)

第13条 入札者のうち、総合評価の審査結果について不服があるものは、理事長に対して自らの評価についての説明を求めることができる。

2 前項の申立ては、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、理事長に対して行うことができるものとする。書面には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる業務、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載することとする（様式自由）。

3 苦情の申立てがあった場合は、苦情を申し立てることのできる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要綱に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(施行細目の委任)

第 15 条 この要綱の執行に関し、必要な事項は経営企画部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。